



人と企業のトータルブレーション

令和 2 年 8 月 6 日 第 106 号

株式会社 マックブレーション  
MAC 税理士法人  
MAC 社労士事務所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP http://mac-8812.co.jp  
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

厚生年金保険料の標準報酬月額の上限が  
引き上げられます!!

厚生年金保険の標準報酬の現在の上限(62万円)が  
令和2年9月1日から65万に引き上げられます。

対象となる方は日本年金機構から9月下旬以降に  
お知らせが届くとのことですが、給与において社会保険料を  
当月徴収されていらっしゃる企業様は注意が必要で。

お使いの給与ソフトの対応も合わせてご確認ください。

改定前		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上

改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

MAC社労士事務所

文責 辻 健可